

## 処分基準

No.	項目	内容
①	処分名	認可取消処分
②	法令名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
③	法令番号	平成18年法律第50号
④	根拠条項	第131条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	処分基準	<p>法第四十五条の認可を受けた認可申請法人が、偽りその他不正の手段により当該認可を受けたとき。</p> <p>【参考URL】  <a href="https://www.pref.kyoto.jp/koueki/documents/syobunkizyun.pdf">https://www.pref.kyoto.jp/koueki/documents/syobunkizyun.pdf</a></p>
	添付の有無	なし
⑪	問合せ	総務部総務調整課公益法人係（電話）075-414-4038
⑫	備考	